

# まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）【8月分】必要書類チェックリスト

【まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）】

申請に必要な書類に不足がないか、送付前にご確認ください。

個人

申請に当たり、次の申請書、添付書類等の提出が必要になります。

なお、5月16日（日）から5月31日（月）までの要請に係る支援金（以下【5月分】という。）、6月1日（火）から6月20日（日）までの要請に係る支援金（以下【6月分】という。）又は6月21日（月）から7月11日（日）までの要請に係る支援金（以下【6月7月分】という。）を既に申請済みの方は、添付書類を省略して申請することが可能です。

- (1) 【5月分】、【6月分】又は【6月7月分】を既に申請した方  
 (2) 【5月分】、【6月分】又は【6月7月分】を申請せずに、本支援金を申請される方

書類	説明	(1) ※1	(2)
＜様式1＞申請書 ※3枚あります	様式1-1申請書【事業者情報等】 ※1事業者1枚の提出となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	様式1-2申請書【申請施設の情報】 ※施設ごとに作成してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	様式1-3申請書【支給金額の計算手順】 ※施設ごとに作成してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
＜様式2＞誓約書	この協力支援金の申請に当たって誓約していただく事項を必ずご確認ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
売上高及び営業実態が 確認できるもの ※下限額の申請の場合、 ①、③、④は省略可	①1日当たりの売上高を算出した年（2019年又は2020年）の 8月の売上台帳等の帳簿の写し（申請を行う全ての施設分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②直近の確定申告書「第一表」 ※個人番号は塗りつぶしたもの	省略可	<input type="checkbox"/>
	③1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し （「第一表」の写し。） ※個人番号は塗りつぶしたもの	申請済みの支援金と同年の売上高 を用いる場合、省略可	<input type="checkbox"/>
	④1日当たり売上高を算出した年の青色申告決算書（月別売上高）の写し／白色申告収支内訳書の写し	申請中の支援金と同年の売上高を 用いる場合、省略可	<input type="checkbox"/>
	【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ⑤「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し	省略可	<input type="checkbox"/>
	【売上高減少額方式により算出する場合】 ⑥2021年8月の売上台帳等の帳簿の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
営業に必要な許可を取得している ことが分かるもの（※2） （申請を行う全ての施設分）	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、 申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください （住民票など）	省略可 （提出済みの許可証が本支援金対 象期間も有効な場合に限る）	<input type="checkbox"/> （更新時期が要請期間内の場合 は、更新前後の飲食店営業許可証 を提出）
業種・業態・従前の営業時間が 確認できるもの（※2） （申請を行う全ての施設分）	外観（社名や施設名入り）及び内観の様子が分かる写真、 施設の宣伝チラシ、店舗のホームページ、メニューなど	省略可	<input type="checkbox"/>
要請に応じていただいたことが 分かるもの （申請を行う全ての施設分）	掲示物、店舗のホームページ、SNS画面など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請者の本人確認書類の写し （氏名、住所、生年月日が分か る公的書類）	運転免許証、保険証等の写し	省略可 （変えない場合）	<input type="checkbox"/>
振込先口座の写し （通帳の表紙をめくった1ページ 目のコピー）	次の事項が分かるページの写し 口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名	省略可 （変えない場合）	<input type="checkbox"/>

※1 (1) に該当すれば「省略可」となっている書類でも、既に提出した書類に不備があれば、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。

※2 (1) に該当する方であっても、本支援金から新規に申請する施設がある場合、当該店舗分は省略できません。